

令和6年10月理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月28日（月） 15時00分 ～ 16時04分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 理 事 長             | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事           | 山 崎 章 一 |
| 公 益 代 表 理 事       | 山 本 光 昭 |
| 同                 | 播 磨 俊 郎 |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 木 倉 敬 之 |
| 同                 | 紙 田 英 明 |
| 同                 | 篠 原 正 泰 |
| 同                 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 樋 口 和 司 |
| 同                 | 小 林 司   |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 茂 松 茂 人 |
| 同                 | 長 島 公 之 |
| 同                 | 大 杉 和 司 |
| 公 益 代 表 監 事       | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事   | 平 川 則 男 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰   |
| 常 任 顧 問           | 加 瀬 勝   |
| 参 与               | 森 昌 平   |
- 4 議 題
- 1 役員選任の認可
  - 2 支払基金改革の進捗状況
  - 3 報告事項
    - (1) 中期財政運営検討委員会の取りまとめ
    - (2) 支払基金事務所の移転売却計画
    - (3) レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況等
    - (4) 支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表
  - 4 定例報告
    - (1) 令和6年8月審査分の審査状況

- (2) 令和6年9月審査分の特別審査委員会審査状況
  - (3) 令和6年9月理事会議事録の公表
- (配布資料) オンライン資格確認・マイナ保険証の利用実績

## 5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本日の理事会の議事録署名者として、小林理事、大杉理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の古川理事、寺田理事、診療担当者代表の鈴木理事が欠席である。この結果、本理事会は、理事会構成員である理事長及び理事総数16名のうち13名の出席を確認しているため、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題に入る前に、9月理事会において、保険者代表の理事として選任いただいた紙田英明氏におかれては、本年10月8日付をもって厚生労働大臣の認可を受け、本理事会から出席されているのでご挨拶をいただきたい。

(紙田理事挨拶)

それでは、議題に入る。

最初の「役員選任の認可」については、今ご紹介したとおりである。

議題2「支払基金改革の進捗状況」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金改革の進捗状況に係る、

- 審査実績の推移
- 審査結果の不合理的な差異解消の取組
- 審査の差異の可視化レポート機能の導入
- 統一的なコンピュータチェックルールの設定
- 在宅勤務（職員・審査委員）の実施状況
- 既存事務所の有効活用

についての進捗状況を説明。

(理事長)

ただいまの「支払基金改革の進捗状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がないようであれば、続いて、報告事項(1)「中期財政運営検討委員会の取りまとめ」について、報告をする。

-----事務局から資料説明-----

中期財政運営検討委員会の取りまとめに係る、

- コストに応じた審査支払事務費手数料の今後の在り方
- IT化推進経費積立貯金の今後の見通し
- 施設及び設備準備積立貯金の今後の見通し
- 財政安定化貯金の保有水準及び利益剰余金の返還

について説明。

(理事長)

ただいまの「中期財政運営検討委員会の取りまとめ」について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

これは理事会でご承認いただいて、この4者構成で検討会の場を別途つくっていただき、進めていただいた。その中でも十分な議論は尽くされたと思っており、基本的にこの方向性について異論があるものではないが、少し留意いただきたい点だけ申し上げる。

別途、取りまとめ本文は添付してあるが、このレセプトそのものの審査支払手数料、これを2階層化していただいたものを、コンピュータチェックも含めての3階層化、これは速やかにやりましょうということで、健保連からも要望があったが、我々、協会けんぽとしても、ぜひ早めに取り組んでいただきたいということを1点。これはぜひお願いしたいと思う。

再審査だが、これも毎月この理事会で報告があり、再審査のレセプト件数100万件を超えるような状況から減ってきていたが、今月は増えている。

ここは再審査の手数料も別途体系で分けての考え方ということを整理しようということで、合意をいただけたと思う。

原審査件数に対する再審査申出件数の割合が保険者間で相違があるということ、この報告書にも明確に書いてあり、実際に相違があるわけで、それぞれの保険者にご努力はいただいていると思うが、さらに根拠を明確にして再審査申出することによって、支払基金の原審査の質を高めていくことが大事である。それを保険者みんなで共同して、レベルアップに協力をするという、これを各保険者にも徹底をしていただきたい。協会け

んぼとしてもこの間努力をしてきたつもりであり、最近少し下がっているが、再審査申出を容認いただく率が30%後半から40%程度ということであるので、これをしっかり原審査に役立てていただくよう、明確な申出理由を示して申し出るよう、今後も努力を続けていきたいと思う。

その再審査手数料をどのレベルで設定するかは、ここにあるように、報告書にもあるが、一遍にはなかなか、原審査と同じだから原審査と同じ目検で見えるものとしての単価にしろというわけにもいかないと思うので、努力を重ねる、これを速やかに各保険者にお願ひしながら、手数料もまずは別体系として設定して、今後とも見直していくということを前提に書いていただいている。ぜひ本来のあるべき再審査の姿を促すものとして設定をいただきたい。令和7年度に準備して令和8年度から改定することとされているので、ぜひその議論を尽くしていただきたいと思う。

公費負担医療等の影響もあるから、目検どおりの原価でやるというわけにいかないということは理解しているが、それぞれの保険者の努力がやはり公平に反映されることを促すような手数料の体系でお願いをしたいと思う。

それから、IT化の部分であるが、現システムのいろいろな更新に当たったの経費増、これは厳正に精査した上で、必要なものは認めていくということだと思うが、国保との共同開発部分については、今準備いただいて、各保険者に説明を始めていただいたばかりであり、協会けんぽも今伺っているが、全面モダン化ということで、相当程度の開発経費がかかると伺っている。

早めに積立をしながらの準備がいるということは理解するが、最新技術を導入するということはもちろん大切だが、この報告書にも記載していただいたように、審査の質に対するメリットを示してほしい。今のAI振分の導入でも、コンピュータチェックを入れることによって、相当程度、審査委員、職員が丁寧に見ていただくことで、審査の質が上がっているということが表れていると思う。そのような審査の質に対する効果を分かりやすく示して、この経費が必要だということの理由としての説明にも活かしていただきたい。

それから、私どもは、審査結果を見るだけではなくて、レセプトのデータをフル活用して、データヘルス、4,000万人の加入者の健康づくりに常に役立てている。レセプトの保存期間である5年を超えて、我々は保健の指導を繰り返しながら、長期にわたる指導に役立てるデータを持たなければいけない、活用しなければいけない立場にあるので、その活用がしやすいレセプト処理の仕方ということを前提の技術開発をぜひお願いをしたいと思っている。

そういうところを前提に、国保との共同の成果というものをまた十分説

明していただきたいと思います。

この共同開発は、もともとは3年前に厚生労働省で設定をいただいた審査支払機能の在り方に関する検討会での方向に基づくものだと理解しているが、国において方向を明示しながら、両審査支払機関の在り方を見直していこうということであるので、ぜひ国においても開発経費、これは保険者だけの費用負担ではなくて、費用の支援を国からもお願いをして、適正なコストで開発が進むようお願いしたい。

それから、最後は利益剰余金のこと、施設整備はしっかりと更新をしていただくことで進めてほしい。また利益剰余金については、もうルールを決めたから、毎年の手数料収入を厳密に見込むことは当然だが、剰余金が生じた場合には、この3年間で均等に充てていって、手数料の大きな変動を抑えるということの効果をもたらすということで、このルールの徹底した活用をお願いしたい。

#### (事務局)

まず、手数料の話であるが、新たな手数料体系を見直す基本的な考え方は、コストに応じた負担をしていただくような手数料体系というものを基本的な考え方として、原審査については目視とコンピュータチェックで完結するレセプトの審査事務というのはコストが違うということで区分したらどうか、階層化したらどうかということである。それと同時に、再審査のコストについては、今までは原審査の手数料の中に含まれていたわけであるが、この再審査コストを、保険者間で申出件数に差があるということであるので、そこもコストに応じた負担を保険者にそれぞれ負担していただくということが、再審査申出件数や査定件数に差異のある下では適切だろうということ、おまとめいただいた。

その下で、根拠のある再審査申出をしていただくことについては、冒頭の基金改革の進捗状況でも説明したが、保険者からの再審査で見つかったような事例がある程度多数あるような場合には、コンピュータチェックを設定するということが、原審査の質の向上につながるサイクルとなっているので、引き続きこういう取組をしていくことが適当だろうと考えている。

それから2点目、共同開発のほうであるが、費用面はもちろん安くなってメリットがあるわけであるが、それだけではなくて、業務面でも保険者にも基金にとってもメリットがあるものとしていくということが重要だというご意見をいただいた。

一例としては、今の支払基金の審査支払システム、再審査の業務フローについては、必ずしも効率的なシステムとなっていないということで、共同開発においては、ここのところを改善して、業務フローも効率化して、それによって再審査の業務が効率化されれば、原審査に振り向けられるリ

ソースも増えるということで、原審査の質の向上にも、改善につながるということを期待している。

いずれにしても、共同開発については、今後とも保険者ともよくコミュニケーションを取りながら、進めさせていただきたいと思う。

(理事長)

ほかに質問、ご意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

私も検討委員に加わっているのですが、一言だけ、スライド20に書かれている再審査手数料の設定について、報告書の本文には、これを検討するに至った背景などが一部ではあるが書かれていて、それらの課題がしっかり改善されるよう、今後の検討につなげていただきたいと申し添えておきたい。

(理事長)

ほかに質問、ご意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がないようであれば、今回、中期財政運営検討委員会で取りまとめていただいたこの内容に基づいて、令和7年度予算編成等を進めていきたいと考えているので、よろしく願い申し上げます。

続いて、報告事項(2)「支払基金事務所の移転売却計画」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金事務所の移転売却計画に係る、

- 事務所移転売却計画策定の経緯
  - 事務所移転売却計画の基本的な考え方
  - 事務所移転売却計画【令和7年度から令和12年度】
    - 本部事務所の移転
    - 東京センター・事務局の移転
    - 移転売却対象事務所の移転売却
  - 事務所の移転売却に伴う収支計画
- について説明。

-----

(理事長)

ただいまの「支払基金事務所の移転売却計画」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、続いて報告事項(3)「レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況等」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況等に係る、

1 レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況

基金職員による「書類の誤送付」の発生状況（令和6年7月～9月）について、

- ・医療機関等・保険者等への書類の誤送付件数
- ・個人情報保護委員会への報告対象事例
- ・誤送付に係る本部からの指導等

2 保険者からの再審査請求に係る再審査紙レセプトの紛失

保険者からの再審査請求に係る再審査紙レセプトの紛失について、

- ・紛失までの経緯
- ・原因（業務処理標準マニュアルの不遵守）
- ・本部からの指導を踏まえた再発防止策の策定
- ・本部の対応

について説明。

(理事長)

ただいまの「レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況等」について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

これは、個人情報保護委員会への報告、とくに要配慮個人情報等について報告義務が厳しく変わってから、昨年度から報告をいただいて、また定期的にこのように四半期でもって報告いただいているということで、しっかり取り組んでいただいていると思う。

しかしながら、どうしてもヒューマンエラーはこのように発生するというので、これはマニュアルの遵守とか、人間は間違ふこと前提の仕組み

を考えていかなければいけないだろうと思う。紙レセプトをなくすということも、今月号の月刊基金でもまた報告いただいている。これは原則紙処理をなくそうということだが、どうしてもシステム化できないところは残るわけであり、紙というものが完全になくなるわけではないから、やはりヒューマンエラーを徹底して本部、審査事務局の間での体制の見直しを繰り返しお願いしたいというのが一点である。

これは、保険者から委託をして審査をお願いしており、保険者と支払基金が連名で個人情報保護委員会に報告をしているから、我々保険者から支払基金へも責任を持って改善をお願いしたい。我々自身も傷病手当金の資料等の誤送付等もあるので、改善努力を繰り返しているが、支払基金においても徹底した改善をぜひ繰り返しやっていただきたい。

それから、スライド35にある中では、日本郵便株式会社の問題、これは前回は年度分についてのご報告をいただいた。全国の郵便局での配送の間違い、それから紛失が見られる。やはり配達途中で紛失する、放棄されている事例、これは事件そのものであり、あってはならないことだが発生している。我々も非常に苦慮しており、大手町の日本郵便本社のほうにも定期的に報告、毎月のは発生郵便局名を明示して連絡をしている。また大量発送物が見込まれるとき、例えば今回9月からマイナンバーカードに伴う資格情報のお知らせということをはじめたが、この大量発送を始めるときにも、日本郵便本社でも、大量の物は事前に教えてもらい留意をしたいということで取り組んでもいただいている。

やはり、こういうことを繰り返し日本郵便にもご努力をお願いしなければいけないと思うので、ぜひこの点も日本郵便との連携を密にして取り組んでいただきたいと思う。

#### (事務局)

まず、1点目の誤送付の関係であるが、今、理事がご発言されたとおり、令和6年9月の処理、10月の送付から返戻発送については、オンライン請求機関への送付物を原則廃止して、9月送付分の約24万機関に送付していた件数が、10月送付には約5万7,000機関へ送付が減り、約76%減少したという状況である。

ただ、そうはいつでも、まだ5万7,000機関あるので、それについては、理事がご発言されたとおり、万全の体制を期して、誤送付のないように取り組んでいきたいと思う。

それから、もう一点の日本郵便の件であるが、引き続き日本郵便には、毎月誤送付、未着があったものについては、連絡をして点検をしている。最近発生したものは、例えば、複合商業施設、ショッピングセンター内で別のところの郵便受けに入っていたとか、あとはメディカルビルの中で違

う医療機関に入っていたということも確認しているので、そういったことも踏まえて、日本郵便株式会社については、今後も連携をして注意喚起をしていきたいと思う。

(理事長)

ほかに質問、ご意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に報告事項(4)「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表」について事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----  
支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表について説明。  
-----

(理事長)

ただいまの「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて、定例報告に移る。定例報告(1)「令和6年8月審査分の審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----  
令和6年8月審査分の審査状況について説明。  
-----

(理事長)

ただいまの「令和6年8月審査分の審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(2)「令和6年9月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和6年9月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和6年9月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)「令和6年9月理事会議事録の公表」について報告をする。

9月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である古川理事、茂松理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

なお、今月についても、厚生労働省で公表しているオンライン資格確認・マイナ保険証の利用実績の資料をスライド68以降に添付しているので、後ほどご高覧いただければと思う。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とする。

次回の理事会については、11月25日月曜日の午後3時から開催の予定としているので、日程の確保方、よろしくようお願い申し上げます。

令和6年10月28日

理 事 長 神 田 裕 二

被 保 険 者 代 表 理 事 小 林 司

診 療 担 当 者 代 表 理 事 大 杉 和 司